

勸農政策と占田課田

西村 元 佑

【要約】 これまでに西晋の占田課田制度に関する研究は数多く發表されているが、そのほとんどが占課田と屯田または均田との關係のみを取扱っており、前代―漢代との關係を顧慮したものは、岡崎文夫氏以外には見当らないといつても過言ではない。占課田制を真に歴史的に把握するためには、その前後の時代との関連を綜合的にみてゆかねばならず、この観点から本稿では、占課田制を漢代以来の勸農政策の發展線上に展開する制度としてとらえた。

はじめに

晋の占田、課田制度についてのべられたものは、従来おびただしい数にのぼっている^①。これらはいずれも問題の解決に向つてこころみられたたくましい努力の数々であり、おそらく今後もまだいくつかの労作が生れることであらう。最近では鈴木俊、西嶋定生、張維華、天野元之助の諸氏が、この問題に対する新見解を發表された。これらは従来の諸成果のうえにたつて、さらに相当の前進をなしとげ

たものである。ことに西嶋氏は曹魏の屯田の廢止問題をめぐつての精細な研究のうちに、晋の課田制への構想をつくらくわえ、晋の課田制が魏の屯田廢止の後を繼承してつくられたあらたな土地制度であり、系譜的には後世の均田制とつらなるものであるとし、かつての宮崎市定氏の見解を支持された。宮崎氏の屯田―課田のシェーマは岡崎文夫氏の見解を發展させたものである。

岡崎氏の説をふりかえつてみると、氏は屯田―課田の發展方式を説くとともに、屯田を一時的な権宜の処置とし、

曹魏の北シナ平定を招来したものは屯田よりもむしろ漢代

以来の伝統的の土地政策たる墾田政策であり、後世の均田法もこの政策の発展線上に求むべきものであるとされる^④。この墾田政策なるものの実体が何であるかを考察することは重要な課題でありながら、その後これについてのべられたものがない。わたくしは本稿において、氏の所謂「墾田政策」とは勸農政策にはかならず、これこそ漢代より隋唐にまたがるもつとも基本的な土地政策であることをのべたいとおもう。

① 曾我部静雄『均田法とその税役制度』第二章、第一節参照。

② 鈴木俊『占田課田と均田制』中央大学七〇周年記念論集。西嶋定生『魏の屯田策』東洋文化研究所紀要、第十冊。張維華『試論曹魏屯田与西晋占田上の某些問題』歴史研究、一九五六の九。天野元之助『西晋の占田・課田制についての試論』人文研究、八の九。

③ 岡崎文夫『南北朝における社会経済制度』上篇第六章、および附言。本稿では、先学の敬称にはすべて『氏』を用いたことをはじめにことわっておく。

一 屯田の諸相

イ 屯田の消長

曹魏が屯田を開始したのは建安元年（一九六）で、屯田には軍人を直接生産者とする軍屯と、人民を主体とする民屯とがあり、はじめはこの二つが並行して行われたが、晋の秦始二年（二六〇）にいたつて民屯がまず廃止され、その後、晋の天下統一完成の年（太康元年、二八〇）まで軍屯のみが行われた。

民屯の内容についての斬新な見解を発表されたのは西嶋定生氏である^⑤。氏のもつとも顕著な功績は、民屯廃止後の郡県が、他の一般郡県と同様の兵役負担を課せられたことを明かにされたことである。しかし氏の見解にしたがえば、旧民屯地の郡県は他の一般郡県との比較において、徭役の負担はまつたく均等であるが、租税負担において不均等であるとされる。旧民屯地がとくに租税負担において重いのは、かれらが国有地耕作民であるがための制約からであり、また国家財政上、この土地がとくに重要性をもつからである。そこでこれらの民屯地が全国中においてしめる地位の重要度について検討しよう。

土地のあまつている当時としては、生産の主力は労働人

（第1表）

州	郡	国	戸口数	県
司州	南陽	魏	114,400	陽武 [※]
	滎陽		34,000	洛陽
	弘農		14,000	宜陽
	東河		42,500	弘農
	汲内		37,000	汲野
	魏平		52,000	王鄴
予州	颍川	梁国	28,300	許昌
	襄陽		18,000	春陽
	七		16,700	睢陽
			13,000	沛
雍州	京兆		5,096	長安

※原武は晉書地理志にはなく魏漢、河南尹の条にあり

口であるから、焦点を戸口問題にしぼつて考えると、旧民屯所在地は、晉書地理志の区割によれば、司州の八郡と、予州の三郡二国、雍州の一郡にまたがつている（第1表）。

これら民屯関係郡国の戸数総計は四九三、八九六で、晋の太康統一時の全国戸数二、四五九、八四〇の約二割に相当するが、これは屯田民と一般州郡民とを合計した数であるから、その中の民屯従事者のみの戸数はこれよりもずっと下廻るだろう。このさい、曹操の屯田に従事した人民は、応募によつて集つたものが大部分だということをも考慮にいれねばならぬ。第1表でも、実際民屯の行われたのは一郡中の一、二県であることが多い。しかしかならずしも一、

二県ときめるわけには行かず、もつと大部分のものが屯田に従事したことも当然ありうるが、そのような場合でも、他に一般州郡民の并存したことを度外視してはならない。

そう考えねばならぬ具体例として、つぎに京兆郡の場合をあげてみよう。京兆には、長安県に典農部民屯があり、別に本郡には、軍屯も存在した。このように軍屯、民屯がともに設置された京兆郡で、しかも黄初元年（二〇〇）の軍民屯がともに重要視された時期でさえ、京兆太守であつた顔斐は、一般民を対象に農業政策を行つている。本伝には

始め京兆、马超破れて従りの後、民人多く専ら農殖を為さず……
 ……斐官に到り、乃ち属県をして阡陌を整え桑果を樹え令む……京兆、馮翊、扶風と界を接す。二郡の道路は既に穢塞し、田疇又荒萊し、人民飢凍す。而して京兆は皆整頓開明豊富にして常に雍州十郡の最たり。

とのべ、京兆郡には屯田民以外に一般民が居住していた。民屯戸口の正確な数字はわからないが、かりに前掲の民屯関係郡国戸口合計の半数が民屯従事者であつたとすれば、その戸数はしめて二四六、九四八となる。帝王世紀に『景元四年、蜀平定の年（二六三）、魏蜀を合計した戸数は九四

三、四二三で、当時は食祿復除等の特権階級が多く、それに加えて凶年飢疾の難があり、實際政府の使役できるのは五〇万戸にすぎず、あたかも漢代の一大郡の戸口程度にしか当らない』とのべている。五〇万戸は九四万の五三パーセントに当るから、約半数が使役できないことになる。これに対し二四万の民屯戸口（仮定）のしめる比重はまことに大きい。降つて太康元年（二八〇）天下統一時の戸数二四五万も、右例を適用してその五三パーセントが使えぬと仮定すれば、一、二九八、五〇〇となる。これに対し二四万は一九パーセントに当る。つまり実役者（庶民の課戸）の二割弱が旧民屯従事者であつたことになる。これに対し軍屯従事者はいくらあつたのか、これもわからない。軍屯は軍人の行うものであり、兵戸ないしは一般州郡民の丁男の中から徴集された兵士によつてなされる。これもかりに民屯とほぼ同数とみれば、軍、民屯従事者が庶民の約四割をしめたことになる。しかも全戸口二、四五九、八四〇に対しては約二割である。太康元年、全国に課田法が実施される場合、これだけの人民を、とくに一般民から差別的に取る必要が生じたかどうかは問題である。

それよりもさらに重要なことは、通典にしめされたような、太康統一時になつて急に国家に把握されてくる九八万の戸口の正体である。（第2表）

（第2表）

年代	蜀	魏	呉	所不明	風戸	
221	20				98	
242	↓		52			
263	28	66	↓			
263	94		↓			
280	94		53			
	147					
	245					
比率	$\frac{11}{100}$	$\frac{27}{100}$	$\frac{22}{100}$	$\frac{40}{100}$		

通典卷七、
歴代盛衰戸口による

通典の記事では『晋武帝太康元年……九州攸同、大抵編戸二百四十五万九千八百四。』とあり、その自註に

蜀劉禪炎興元年、則魏常道卿公景元四年、歲次癸未、是歲魏滅蜀、至晋武帝太康元年、歲次庚子、凡一十八年、戸増九十八万六千三百八十一、口増八百四十九万九千八百八十二、則当三国鼎峙之時、天下通計戸百四十七万三千四百三十二、……

という。九八万は全戸口の四割をしめる大きな数であり、軍民屯を合わせた仮定数の二倍以上に相当する。これらは

従来、日和見的であつた漏戸が、大勢のさだまるところに集合してきたものであらう。これらが通典の記事のように、太康統一時に、急に国家に把握されたのか、それ以前から、次第に把握されつつあつたのかは不明であるが、いづれにしても、このような人民を把握するための基本的な政策としては、国家と人民との正常な対立関係（すなわちこれらを良民として包容すること）を堅持することが、何よりも先決問題ではなからうか。このような観点から、民屯廃止直後の泰始年間に、晋王朝のとつた勸農政策が、全地方官を通じて、人民の総力を結集して、土地を開墾し、その基礎のうえに土地保有農民の設定をはかるといふ方向にむかつて、おしすすめられたことの意義の深さを充分に認めざるをえない。このような政策こそ、所屬不明の多くの漏戸を、国家の掌中に把握する基本政策であり、豪族への抑圧策でもある。こうみてくると民屯のしめる戸口は、最初の重要さにもかかわらず、次第にその比重を減じてゆく。^⑥

なお太康元年の戸口内訳をみると、第3表のようになる。そして上来のべてきた民屯、軍屯の戸口仮定数に、漏戸を合計したものを課戸とみれば、これが全体の六〇パー

セント強になり、唐の天宝十四載の課戸、不課戸の比率（六対四）に暗合するから、これまでとつてきた概算法が、大きな誤をおかしてはなかつたといえる（第4表）。

典農部民屯が、最初は財政的に大きな比重をしめたにも

かかわらず、内外の事情から、魏の滅亡と時を同じうして廃され、ついで重心が軍屯にうつつたが、軍屯もまた、天下統一とともに不必要になる。晋書では太康元年に、北虜にそなえて行われた軍屯の記事を最後に、八王の乱発生までの二七年間、屯田に関する記事をほとんど欠いている。民屯も軍屯も、その時々にしめる比重の大きさにもかかわらず、やがて廃止されてゆくのは、前述したような戸口比重の問題もさることながら、基本的には屯田が非常事態、

(第3表)
晋太康元年戸口

総 数		2450,000
内 訳		民率
民屯(仮)	246,948	10%強
軍屯(仮)	246,948	10%強
漏戸	980,000	40%
それ以外	976,144	39%強

(第4表)
唐天宝十四載管戸

総 数		8914,709
内 訳		比率
課戸	5349,280	60%強
不課戸	3565,501	40%弱

または特別事情のために行われる措置で、国家権力と人民との基本的対立関係からみれば、本来権宜的な性格をもつたものであることをしめしている。そこでつぎに屯田の権宜的性格について考察しよう。

□ 屯田の性格

軍屯、民屯を問わず、一般に屯田に共通してみられる特徴をあげてみると

(一) 屯田はある一定の地域を定めて行うもので、この特定の地域は

今屯苑、去襄陽三百余里、諸軍散屯、

という風に、一般の土地とは別個の場所をえらんで行つた。井上晃氏は屯田が良地撰択主義で行われたことを指摘していられるが、屯田地は政府の必要に応じて、適当な土地をえらんで行うもので、全国的にみれば散在的であり、地方的にみれば淮河南北地帯に代表されるように集中的である。

(二) 屯田の直接生産者は、強制または募集によつて集められたもので、とくに屯田民、屯田客等とよばれ、人民ではあつても一般州郡民とは別個の取扱をうけるものである。

(三) 屯田は一定地域で集団的に行うものであるから、当然

集団の組織化が行われる。魏末、齊王時代の淮南淮北の屯田では、五里に一營があり、一營は六〇人で、一人当り五〇畝を所持つた(晋二六)といふことであり、晋の咸寧元年(二七五)の詔には、田兵に交代した官奴婢の屯田が、司馬のもとに一屯五〇人ずつの配置で行われ、このような耕作法を、屯田法に準拠したやり方だとのべている(晋二六)。

(四) つぎに屯田民の収取形体であるが、西嶋定生氏は典農部のそれが小作制形体で、收穫物の定率部分が行われ、これが漢代の豪族支配下の小作農民の貢租と同率であつたことを指摘される。このことは典農部民屯のみならず、軍屯においても同一であることは、博玄の上疏中にもべられており(晋四七)、軍屯、民屯を通じて魏晋時代の屯田に共通のものであつた。けれどもこれは魏晋時代の屯田に限つたことではなく、漢代の屯田でも同様であることは、水経注卷二、河水の条に

又日苑川水地、為龍馬之沃土、故馬援語与田戸一分以自給也、

の例があげられ、同様のことは後世にもある。北魏では李彪の意見によつて、州郡の戸口の一割を屯田民とし、官

牛を給して一夫の田で一年に六十斛を納めさせ、その他の正課、征戍、雜役をのぞくことにした（魏書李彪伝及び食貨志）。青山定雄氏によれば、唐代の屯田ははじめは徭役労働により、安史乱後は民を雇い入れて行い、穆宗以後は佃戸に小作せしめ、五代の終りから宋になると、民に売却するという経過をたどっている^④。要は屯田が官營農業である以上、屯田の耕作民は官田小作の形体をとるか、雇傭または官役として使用されるのが当然の形体であり、小作制的收取は、魏晉時代の屯田にかぎつて、特別にみられる現象ではない。

以上列挙した四つの特徴を要約すれば、屯田とは国家の軍事的、または財政的必要から、国有地の中で、一定地域を撰択して集団的、組織的に行われる國營農業で、国家と直接生産者との關係は、官役、雇傭または小作制の形体をとるものである。これに対し、一般州郡民は異つた立場におかれている。すなわち(一)州郡は自然の都市、村落の集合のうえにつくられた行政区劃であり、したがつて全国をおうものである。(二)これらの居住民は所謂編戸の良民で、(三)農業は居住地周辺の農地で行われ、(四)收取形体は、所謂正課であつて、それが儒家の理想であるかどうかは別とし

て、一応十一の税（1/10）を基本とし、十五（5/10）以上の貢租を支払うような收取形体をとらないのを原則とする。

そこで屯田は曹魏の草創時代には、如何に重要なものであつたとしても、それが特殊事情のもとして行われる國營農業であり、全人民を対象とするものでない以上、天下の秩序が回復した暁には、畢竟権宜の処置として対立關係の基軸からはずされる性格のものであり、岡崎文夫氏が屯田策を権宜の処置で、正統の政策ではないとされるのは正しい^⑤。これに対し、一般州郡民（良民）の農業生産ないしそこから收取する税役は、はじめはさして重要視されていなくても、結局は國家財政の基軸として、後になるほど重要性を加えてくるのが当然である。そこでつきに屯田以外の良民への政策をうかがうこととしよう。

① 西嶋定生氏、前掲。

② 西嶋氏前掲、八頁、一四頁による。

③ 魏志一一、袁渙伝、

④ 晋二六、食貨志および魏志一六、本伝。

⑤ 続漢書郡國志、司隸の条注引帝王世紀。

⑥ 勸農政策の詳細は第二節にのべる。

⑦ 魏志二七。

⑧ 井上晃『曹魏の屯田について』史観一六。

⑨ 屯田面積一人当五〇畝という計算は西嶋氏前掲五四頁による。

⑩ 西嶋氏前掲四七頁。

⑪ 青山定雄『唐代の屯田と當田』史学雑誌六三の一。

⑫ 岡崎氏前掲。

二 勸農政策の展開

勸農政策は民屯廃止後の泰始年間に、一般州郡民を対象に、全国的な規模において成立するが、それ以前、すでに曹操の時代から屯田と並行して行われている。便宜上曹操時代を前期、魏文帝時代以後民屯廃止までを中期、民屯廃止以後を後期として各期間の特徴をのべることにしよう。

前期

下表の事例から、曹操は軍人に土地を開墾させ、これを一般民にも分与しようであり(第四例)。夏侯惇は将士をひきいて農業を勧導し、その成果を郡民に分つている。したがって曹操時代の軍、民屯は、屯田のみに終始せず、屯田が一般民の土地保有の前提をなしている場合があつたと考えられる(第一、四、五例)。それと並行して劉廙表論にみられるように(第三例)、一般民を対象にした戸口墾田の

増大策がとられている。

5	4 二二〇 以前	3 二一九 劉廙表論	2 二一八 京兆尹 鄧渾	1 二〇七 濟陰太守 夏武將軍 夏侯惇
楊州刺史 劉叡	庾亮上表			
屯田を広め、芍陂、茹陂、七門吳塘の諸陂を修め、以つて稻田に溉ぐ、公私蓄あり、歴代利をなす。	魏の武帝、甌越、韓浩之議を用いて、広く屯田を建て、又征伐之中において、帶甲の士を分つて宜きに従つて開墾す、故に下甚だ勞せずして大功克く挙げ。	令、長吏は、州郡の殿身によつて黜陟するが、これはいけぬ。事実を得て能否を課すべし。……事実とは戸口を以つて其墾田の多少に率べ、及び盜賊發興、民之亡叛は負之計を得る、かく能無能の吏は名を修めても益なく、有甚だこれを善す(長文のため取意)	奸者を斃く、是によつて民農に安んじ、盜賊止息す、大軍漢中に入るに及び、軍糧を運転すること最たり、又民を遣して漢中に田せしむ。	太寿水をたちて陂となし、身自ら土を負い、將士を率いて稲を種うることを勸む、民その利に頼る。
二晋 六	二晋 六	二魏 一	一魏 六	魏 九

中期

中期の記事の中でもつとも総括的なのは晋書食貨志で、ことに文帝黃初年間以後については『四方郡守の墾田の功によつて国力が豊かになつた』と冒頭にのべ、それ以後、明帝時代にわたる諸事例を列挙している。これは文帝以後、

地方郡守による墾田事業が大規模に行われ、これが次第に国家財政に重要性を加えてきたことを物語る。

6	5	4	3	2	1
二四九	二四九	二二六 〓三八		二二〇 〓二六	二二〇 〓二六
武威太守 范榮	汝南太守 鄧艾	涼州刺史 徐邈	沛郡太守 鄭渾	京兆太守 顏斐	四方郡守
郡に到つて良吏をえらび、 農桑を勸む。	鄧艾の在るところ、 荒野開闢、軍民並に 豊かなり	広く水田を開き、貧民を募つて 佃せしむ、家々豊足、 倉庫盈溢。	蕭相二県において陂塢を興し、 稻田を開く、郡人皆おもえらく 便ならずと、渾おもえらく終に 経久の利ありと、遂に躬ら 百姓をひきい功を興し、 一冬にして皆成る。比年大取す、 頃畝歳ごとに増し、租入常 に倍す。郡中その利に頼り、 石に刻んで之を頌し、号して 鄧陂という。	百姓に車材をとつて車をつくらせ、 牛を買わしめ、一年中に編戸みな 車牛あり、田役において（事） 省け（用）贍る……京兆遂に 豊沃なり。	黄初中に當り、四方の郡守田を 墾く、又加うるに故を以つてす。 国用既しからず。
晋 九四	魏 二八	晋 二六	魏 一六	晋 二六	晋 二六

後 期

以上、曹操、明帝にいたる間、州郡は勿論、屯田においても、土地開墾の基礎のうえに流民を集め、土着した人民の労働力で、さらに土地を開墾するという方式がとられ、

岡崎文夫氏が『三国魏の名に於て、多少とも北支那秩序の安定に役立つた政策は、むしろ屯田策に非ずして漢家以来の伝統たる墾田政策にある』^①といわれるのは、全く正鵠をえたものである。岡崎氏の指摘された漢以来伝統の墾田政策とは、漢代では所謂勸農政策のことである。岡崎氏は晋ではこのような正統政策の実現が挫折したように解されるが、民屯廃止後の泰始年間（後期）は、晋王朝が正統の勸農政策の完遂に、もつとも力を注いだ時期である。その内容を天子の詔勅や、臣下の上疏の中からひろつてみると、

一、泰始元年、武帝の兄、齊王攸の奏議には

臣聞、先帝之教、莫不先正其本、務農重本、國之大綱、當今方隅清穆、武夫秣甲、広分休暇、以就農業、然守相、不能動心恤公以尽地利、昔漢宣曠日、与朕理天下者、惟良二千石乎、勤加賞罰、黜陟幽明、于時翕然、用多名守……今宜嚴勸州郡、檢諸虛詐善農之事、督實南畝、上下同奉所務、則天下之穀可復古政（晋三八）、

とあり、全国地方長官を通じて、農事に全力を結集すべしという。

二、泰始四年正月庚寅の詔には

使四海之内、棄末反本、競農務功、能奉宣朕志、令百姓勸事業、業者、其唯郡守長吏乎、先之勞力、在於不倦、(晋二六)、

三、泰始四年これにつづいて傅玄の上疏した便宜五事に

其二曰、以二千石、雖奉務農之詔、猶不勤心以尽地利、昔漢氏、以墾田不實徵、殺二千石以十數、臣愚以為、宜申漢氏旧典、以警戒天下郡県、皆以死刑督之、(晋四七)、

四、泰始五年正月癸巳の勅には

勅戒郡国計吏、諸郡国守相令長、務尽地利、禁遊食商販、其休暇者、令与父兄、同其勤劳、豪勢不得侵役寡弱、私相置名、(晋二六)。

五、中央のこのような動きに対応して、地方でも汲郡太守王宏が、従来の既墾地の農耕成績をあげながら(熟田常課、頃畝不減)、さらに人民を督励して五千余頃の土地を開墾しており、これが司隸按尉石鑿に認められて、天子の上聞に達し、賞として穀千石を賜つて、天下に布告されただけでなく、急に衛尉、河南尹、大司農に昇進している(晋九〇)。

六、泰始中、賢良対策に応じた卻詭は

自頃風雨雖頗不時、考之方国、或境土相接、而豊約不同、

或頃畝相連、而成敗異流、……有司情職而不勸、百姓殆業而咎時、非所以定人志、致豊年也。

といい、この対策が上第となつて議郎に拜されている。

七、泰始八年、都督雍涼等州諸軍事として関中に鎮した扶風武王駿が、将兵士卒とともに力を合わせて、一人当りおしなべて一〇畝の田を耕作せしめ、その成果を帝に上聞した結果、全国州郡に詔を下して、農事を務めさせたことも、同一主旨に則つたものである(晋三八)。

八、さらに泰始八年司徒石苞が、州郡農桑殿最之制を上奏して施行された。これは石苞伝によれば、司徒の掾属を諸州郡に派遣して、地方の農耕成績を査察せしめる制度である。食貨志によれば、このような制度を指して『苞既明於勸課、百姓安之』と説明しているから、これは従来行われた勸農政策の整備を意味するものである。なお通典田制上では、晋武帝の田制の冒頭にこれがかかげている。

以上、民屯廃止後、州郡農桑殿最之制ができるまでの約八年間、政府の勸農政策の中にみられることは、天子の詔勅では、地方官を通じて、全国に勸農政策を徹底しようとしており、詔勅の発布をうながした齊王攸や、傅玄の上疏では、

政策のモデルを漢代の勸農政策に求めていることである。

では晋の勸農政策のモデルとなつた、漢代の勸農政策とはどのようなものか。その大要をのべると、地方官が主導者となつて、管轄地域の人民を総動員して農耕にはげませ、より一層の増産を期することと、さらに積極的に開墾して墾田を増加し、その基礎のうゑに戸口の増大をはかることの二つを主体とする。

陽朔四年、成帝の詔には『先帝農を勸め、その租税を薄くし、その強力（力田）を寵し、考悌と科を同じうせしむ。それ二千石をして、農桑を勉勵し、阡陌に出入し、之を勞來することを致さしめよ』（漢一〇）とあり、渤海太守龔遂は『民に勸めて農桑を務め……春夏には田畝に趨かざるを得ざらしめ、秋冬には収斂を課す……吏民皆富む』（漢八九）は前者の場合であり、南陽太守召信臣は『躬ら耕し農を勸め、阡陌に出入す……その化大いに行われ、郡中耕稼力田せざるはなし。百姓これに帰し、戸口増倍す』（漢八九）とあり、建初元年、山陽太守秦彭は『数千頃の稲田を興起した』（後漢一〇六）のは後者の場合である。

制度上では、郡国の長官（二千石）が、春に所管の各県を

巡行して勸農し、秋冬には各県において、戸口、墾田を集簿して、上司の郡国に報告する。郡国では、これを課校して、各県の成績をつける（殿最を課す）ことになつていた（後漢三八）。これら墾田の実数については、記録台帳があり、中央からは、時々記録の真偽を検察し、もし届出と実数とに誤差があれば、度田不実の罪に処せられた^⑤。このような農業面における、人民への耕作勸奨をもととして、地方の充実を計ることが漢代の勸農政策で、これは前漢から後漢になると益々強化されている。そして前述のように、三国時代にも同様に行われ、晋が民屯廃止後、全国的に施行したのも、この政策の延長であつた。

ただ三国時代のそれは、司徒石苞が指摘しているように、州郡農桑殿最之制といつた、全国州郡をおおうものとしての規模ができていず、各地方官自身の自発的な努力にまつたが、晋の泰始以後の勸農政策は、かつての漢代における場合と同様に、中央政府の統一的な司令のもとに、州郡民一般を対象として劃一的に行われた。そればかりではなくこの政策には、旧屯田民への差別的待遇らしいものがどこにも見当たらない、とすれば旧民屯従事者は、普通の州郡民と全く

同一の良民に改編されたのではないか。すくなくとも、民屯廃止後の晋王朝の勸農政策の面ではそう考えられる。しかしこのことをたしかめるためには、勸農政策の完結点として成立した、占課田法その他について考究する必要がある。

① 岡崎氏前掲、一五六、七頁。

② 何武は刺史となり、部を行る時に、伝舎に入り記を出して墾田の頃畝、五穀の美惡を問ひ、それが終つてから二千石と面会するが常であつた(漢八六)という事實は墾田の記録が地方ごとに存在したことをしめす。

③ 地方長官は自分の成績をあげようとして虚偽の申告をするようなことがあつた(後漢四)。上蔡令王元がこの罪で獄死せしめられたのもその一例(後漢四三)。他にも例あり(後漢五九)。

三 課田の諸問題

イ 屯田と課田

上述した勸農政策は、国家権力から人民への、すなわち上から下への課耕政策であるが、勸農の対象となる人民自体の諸条件に関する配慮が欠けている。さきに晋の勸農政策が、漢のそれをモデルにしてできあがつたことをのべたが、漢代には勸農政策があつて、課田制度がないのに対し、晋の勸農政策には、課田制度があたらしく附加されてくる

ところに大きな発展がある。

このようなことが制度化されるにいたつた経緯を、課田法成立以前の魏晋の事例に求めると、その材料は一般州郡の側にみられず、屯田の中に存在する。すなわち屯田の場合顯著なことは、課耕面積の割当数量が、しばしば告示されていること、淮河南北の屯田では、一人五〇畝宛^④。雍涼州地方における扶風武王駿の場合は、将帥、兵士一人宛一〇畝(晋三八)五〇畝と一〇畝とでは相当の差異があるが、前漢宣帝時代、趙充国の対羌屯田では、一人宛二〇畝(漢六九)唐代の例では一人宛五〇〜七〇畝^⑤で、その時の事情により広狭はあるが、一人宛五〇畝は決して無理な面積ではない。晋書にある傅玄上疏の

近魏初課田、不_レ務_多其頃畝、務脩其功力、……自頃以來、日增_二田頃畝之課_一、而田兵益甚(晋二三)。

というものは、屯田の課耕制度の変遷を、魏初と晋初との両時期の比較のうえにのべたものであるが、魏初の屯田が面積は少くとも集約的で收穫をあげることが目標としたが、晋になると、割当面積が多くなつて、粗放で收穫の少い農業になつたという。これは魏初の屯田が、軍糧生産と直結

していたのに対し、晋になつて、軍糧生産のみでなく、開墾が主になつたことを物語つてゐる。一般州郡にも屯田にも、政府はひとしく課耕政策を行ひながら、面積割当のことが一般州郡側にみられず、屯田の側にのみこれが存在することは、屯田が国有地で集団農法を行うため、組織的な農法が実施された結果、一人宛の耕作面積も均等に配分することができたからである。そこで広大な屯田地が州郡民に開放された場合、引続いて課耕制度が行われるとせば、面積の割当が、重要な条件に加えられることは当然ありうることである。かくて占課田法は漢代以来の伝統的な勸農政策の基軸のうえに、屯田の組織的農法中の面積割当制を加えた形において制度化されたものである。従来、国有地の屯田においてのみ可能であつた面積割当制を、晋になつて伝統的な勸農政策の中におりこむことができたのは、土地がありあまつて戸口が少く、容易に土地の割当が可能であつた客観状勢のしからしめるところであることはいうまでもない。

□ 課田と丁中、税役

面積割当制となれば、丁中制度と、受田面積とのかみあわせが不可分の關係にたつ。漢代では、丁中制は徭役年限

との關係においてこそ重要な意義をもつたが、晋では、課田との不可分の關係として法制化されている。すなわち丁男五〇畝、丁女二〇畝の規定である（資料、第1表）。

この中、食貨志の『其外丁男課田』は、通典には『其丁男課田』晋故事には『凡民丁課田』とあり、これらは丁男全般への規定とみられる。課田面積割当上で問題になるのは、『女則不課』であるが、これは先に丁女二十畝とある

(第1表)

晋書食貨志		通典田制上及び丁中		初学記晋故事	
男子一人占田七十畝	女子三十畝	男子一人占田七十畝	女子三十畝	凡民丁課田夫五十畝	
其外丁男課田五十畝	丁女二十畝 次丁男半之女則不課	其外丁男課田五十畝	丁女二十畝 次丁男半之女則不課(卷一)		
丁中	男女年十六已上六十為正丁十五已上至六十為次丁十以上至六十為老丁	男子年十六以上至六十為正丁十五以上至六十為次丁十以上至六十為老丁	男子年十六以上至六十為正丁十五以上至六十為次丁十以上至六十為老丁		
丁小	六十五為次丁十二以上為老丁	六十五為次丁十二以上為老丁	六十五為次丁十二以上為老丁		
老小	六十六以上為老丁	六十六以上為老丁	六十六以上為老丁		
不事	六十七以上為老丁	六十七以上為老丁	六十七以上為老丁		

のをうけたものであるから、中女(次丁女)とみるのが自然であろう。③ これら丁中の労働能力に応じて受田することは、今後の均田法規を通じてつねにみられることである。

つぎに課田の税制を考察しよう。(資料、第2表)

(第2表)

課田者 (不課田者)	税制 (正課)	晋書食貨志	通典賦稅上	初學記晋故事
輪義米戸三斛、遠者五斗、極遠者輪算錢人二十八文	又制戸調之式、丁男三斤、歲輪綿三四緡、女及次丁男半之、遠者三分之一、夷人輪資布、戸一匹、遠者或一文	制戸調之式(以下、晋書食貨志に同じ)(卷四)	凡民丁課田、夫五十畝、收租四斛、綿三匹	
不課田者、輪義米(戸)三斛、遠者五斗、極遠者輪算錢人二十八文				

3 表 A・B)。
右の税制の内容を分類表示するとつぎのようになる(第

(第3表) A中国

課田 対象	課種	課田者		不課田者	
		戸調	田租	戸調	田租
丁男の戸	綿三四、綿三斤	租四斛	綿三四、綿三斤	義米三斛	
女、次丁男戸主	右の1/2				
諸辺郡	或は2/3				
遠者	1/3				

(第3表) B 夷人

夷人 夷人の遺者 (極遠者)	資布一匹 右の1/4 と人頭税二八文
----------------------	--------------------------

(税制の極遠者が夷人中に入るべきものか否かについては確信はないが、一応このように解釈して後考にそなえる。)

晋の税制は男女別、丁中別、華夷別に区分され、中華のうちをさらに内部と辺遠とにわけている。初學記晋故事によれば、

凡民丁課田、夫五十畝、收租四斛、綿三匹、緡三斤、凡屬諸侯、皆減租穀一斗、計所減以增諸侯、絹戸一匹、以其絹為諸侯秩、又分民租戸三斛、以為諸侯奉、其余租及旧調二戸三还、綿三斤、書為公賦、九品相通、皆輸入於官、自如旧制、

とあり、これは課田者の租調の規定である。『凡屬諸侯』以下の文は、数字の上に誤があるようであるが、諸侯封国内における課田者の租調を、政府と諸侯とに配分するさいの規定であることだけははつきりしている。いまここで必要なのは、諸侯関係のものを除く課田者の租調規定だけであるから、これについて考察してゆくと、ここにかかげられた課田の調である綿三四、緡三斤は食貨志、通典のものと同額である。ただ前者には田祖額が明示してあるのに、後者にこれがないのは脱落したものであろう。晋に田祖の

あつたことは、さきに吉田虎雄氏が指摘され、最近、天野元之助氏も強調されている。^⑤ すなわち晋書の本紀には、

『復天下租賦』（泰始元年）『四方水旱甚者、無出田租』（太康三年）（晋三）『復租調一年』（永熙元年）『戸調田租三分減一』（永康元年）（晋四）など、田租のあつたことを明示する記事があり、ことに租調または戸調、田租と並称された事例もあるから、戸調、田租がともに徴収されたことは疑ない。なお不課田者とは、免課の特権階級と蠲課の老小等労働力のないものを指すと考えられる。

晋の戸調、田租を曹魏のそれに比較すると第4表のようになる。

（第4表）

田租	年代		魏（漢建安九年）
	晋	比	
戸調 租四斛	絹三匹、綿三斤	一、五対一	絹二匹、綿二斤 畝税四升（五〇畝として租二斛）
二対一			

魏の戸調規定は建安九年のもので、曹操の創業時代であり、屯田を軍国財政の主軸としていた時であるから、一般民への課税はむしろ第二義的であり、懐柔政策の意味からいつても、軽いのが常識である。これに対し晋の中国統一

後の税制は、政府対庶民の基本的対立関係のうえにできあがつたものであるから、国家財政の基本としての重要性から、この程度の増額は当然のことであろう。

西嶋定生氏が、魏晋の田租額の差をよりどころとして課田民の差別待遇を論じられたのに対し、天野氏は民屯廃止後の新設郡県民に『政役を均しうした』という事実（魏四）を、西嶋氏のように兵役の均等と解せず、租調の面にも拡大解釈しようとする。もちろん『政役』の文字からだけでは、税の意味はててこないが、晋書食貨志に戸調式を掲げた後『是時天下無事、賦税平均、人咸安其業、而樂其事』とあり、太康統一時には、全人民の間に徴税上の差別待遇は存在しないと解されるから、これから溯及して課田制開始当時（泰始のはじめ）においても、戸調式発布当時と同様に、徴税上の差別がなかつたと解釈することは可能であり、わたくしも課田の税額に一般民との差別待遇がないとする立場に賛成である。しかし西嶋氏の税制に対する見解にはもつと深いところに問題が伏在している。すなわち州郡民と課田民との間に、氏の考えられるような何等かの差異があつたのか、それとも両者は全然同一のもので

あつたのが、何よりもさきに解決されねばならぬ。そしてこのためには、きわめて零細な税制関係資料だけでは明確な解答はえられない。結局これは占課田制それ自身の正体をつきとめなければ解決できない問題であろう。したがつて税制の項でこれ以上たしちることをやめ、ここでは課田の田租が、収入の五割以上を収取するような小作料ではなかつたことのみを指摘するにとどめ、その他のことは土地問題とあわせて考察することとしよう。

つぎにのちの均田制時代をも通じて、人民にとつてもつとも重い負担とされる徭役問題（兵役をふくむ）を概観すると、当時の徭役は大別して(A)灌漑等、再生産のために行われたもの、(B)農業生産を妨害し、民生を傷けるものとして非難されたもの、の二種類にわけられる。(A)を第5表に(B)を第6表にしめす。

(A)形のもは年代的には、後の二例を除くほかは、みな晋の天下統一以前のものです、このような徭役による農業政策の成果が、天下統一のための大きな力となつたことはいうまでもない。また張閻の場合は、徭役を擅興したというので一度免官されたが、結局、功績が大きいとの理由で復

A (第5表)

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
前秦付堅は鄒白の故事により、王侯已下豪望富室の僮隸三万余を發して水利をよくし、百姓その利にたよる	劉頴、年々數方を役して陂場をつくる	晋陵の内史張閻、所部の四県の人を役して新農塘をつくり、田八百頃にそそぐ	漢の故事にしたがい郡縣長吏、全般的に陂場を修理	夏侯和、三渠をおさめ田千五百頃にそそぐ	成国渠をつくり三千餘頃良田となる	鄒渾、民を役して陂場をつくり比年大収	鄒泰、民を役して稲田を開く	鄒泰、民を役して稲田をつくる	劉復、陂場をつくり稲田にそそぐ
晋	晋	晋	晋	晋	晋	晋	魏	魏	魏
113	76	46	26	26	26	26	16	15	15

職されており、再生産のためにする徭役は、成功さえすれば賞揚されても非難されるものではなかつた。これらはいずれもみな特筆すべきもののみであるが、天下統一以後の西晋に、この種の役がほとんどみえないのは、一応水利事業が完成したためであろうが、以後はこの基本線にそいつつ、人民の全般的な課田、ないし正規の徭役の中に吸収されてゆくものとみてよいであろう。

これに対し(B)形の徭役は農業生産を妨害した役を指摘したものの(X)一〇例、奢侈等無用の役を非難したものの(Y)一一例、極端な濫役を非難するもの(Z)一八例となる。またこれらの

B (第6表)

18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	国名	文書の種類	事	項	役出典	巻数
呉	呉	呉	呉	呉	呉	魏	魏	魏	魏	魏	魏	魏	魏	魏	蜀	呉	呉						
薛瑩上言	五行志	永安元年詔	五行志	五行志	華嚴上言	齊王詔	五行志	王肅上言	高堂隆上言	楊卓上言	高堂隆上言	辛毗上言	和洽上言	高柔上言	鐘毓上言	趙雲上言	沈珩上言	駱統上言					
滅亡前夜の呉、刑役重し	孫時の遷都で役多し	とどめよ	諸史の家、一戸に三人、五人役に出	孫亮、役多く軍士うらむ	諸葛恪、濫役	孫亮、役多し	道路を作るのに老小を役す、今後かかることを戒めよ	魏の明帝役多し	宮室の役が盛んで農時を失う	百役繁興	土木おこり農時を失う	宮室の役を諫む	役多く農廢る	役多く田作者減少	民は役につかる、豊年をまつて役せよ(西征に際し)	従う	兵革にかかつた民に田宅を与え、業に復してから役調せよ、先主これに従う	他役をやめて農をつとめよ	なるもの困苦	丁夫少し、戸には残老が多い、兵と			
Z	Z	Z	Z	Z	Z	Z	Z	Y	Z	Y	Y	X	X	X	X	X	Z						
呉	晋	呉	晋	晋	晋	魏	晋	魏	魏	魏	魏	魏	魏	魏	蜀	呉	呉						
8	28	3	28	27	29	4	27	13	25	3	25	23	24	13	6	2	12						

39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19		
南燕	後燕	前燕	前燕	後趙	後趙	後趙	前趙	前趙	晋	晋	晋	晋	晋	晋	晋	晋	晋	晋	晋	晋		
成公綏上言	慕容熙事蹟	程肱上言	申紹上言	石季龍事蹟	韋諛上言	石季龍事蹟	劉旺事蹟	劉榮事蹟	王恭事蹟	太元四年詔	范甯上言	范甯上言	范甯上言	咸安二年詔	王羲之上言	庾羲上言	庾翼上言	劉頌上言	阮仲上言	王濬上言		
慕容超、役多し	龍騰苑をつくり、士卒休息できず	涓橋をいとなみ農時に害あり	民に私業せしめる余裕をあたえよ	長安、洛陽宮の役	農事にかかわらず作役	洛陽宮の作者四〇余万	陵を作つて昼夜民を役す	宮室を興造して役作昼夜を兼ね	百姓を役して仏寺建立	軍国の要務以外の役を止めよ	散居の流人は両郡から役せられる	散居の流人は両郡から役せられる	散居の流人は両郡から役せられる	散居の流人は両郡から役せられる	散居の流人は両郡から役せられる	散居の流人は両郡から役せられる	散居の流人は両郡から役せられる	散居の流人は両郡から役せられる	散居の流人は両郡から役せられる	散居の流人は両郡から役せられる	散居の流人は両郡から役せられる	散居の流人は両郡から役せられる
Z	Y	X	X	Y	X	Y	Y	Y	Y	Y	Z	Z	Z	Y	Z	Z	Z	X	X	Z		
載	載	載	載	載	載	載	載	載	載	載	載	載	載	載	載	載	載	載	載	載	載	載
紀	紀	紀	紀	紀	紀	紀	紀	紀	紀	紀	紀	紀	紀	紀	紀	紀	紀	紀	紀	紀	紀	紀
128	124	112	111	106	106	106	103	102	84	9	75	75	75	8	80	73	73	46	52	42		

うち、臣下の諫言がとくに多く、三九例中、二三例で、これらは当時の官僚の間での支配的な意見と見られる。また詔勅としてされたもの四例、五行志の意見五例、その他、事実を指摘したものの七例である。

これですべてをつくしたわけではないが、大体以上の事実から、当時の役の性格を考えると、(一)籥役は農業生産の時期を妨害しない範囲で行うこと、(二)再生産のために役立つ役はとくに賞揚されるが、(三)支配者側の奢侈のためにする役は非難される、(四)軍国の要務とみられる役は論議の余地ではないということ、要は農業生産、民生安定、軍国の要務等に関する役は、時期さえ誤らねばかまわぬことになつており、また日数規定も存在しなかつた。かくて人民に土地をわりあて、正課を收取して民生を安定せしめ、専制国家の直接支配下に人民を掌握して、軍国の要務のために使役するという体制のもとに、占課田制の税役体系ができていたといえる。

ハ 課田制成立の沿革

以上、漢以来の伝統的な勸農政策のうえに、屯田の面積割当制が加わつた結果、受田制、丁中制を当然ともなつた

ものとしての課田制度が成立したことをのべた。この間の官制上の変遷をたどつてみると、(一)民屯廃止のあとをうけて、全国的な勸農政策が開始され、泰始八年にいたつてこれが整備される。(二)右と並行して民屯廃止の初年(咸熙元年)晋令作成に着手、泰始三年に佃令、戸調令をふくめての晋令が成立する。この時すでに、課田法も付随して行われたと思われる。⑩そしてこのような場合、宮崎市定氏の論定されたように、旧屯田地が課田のモデルケースになつたことはたしかだろう。⑪(三)太康元年、天下統一後に、晋戸調令の施行細則として戸調式が發布され、ここに従来の勸農政策は、占課田法となつて施行される。(四)泰始以来設置されていた中央政府の六曹(吏部、三公、客曹、駕部、屯田、度支)中の屯田尚書は、太康中に廃されて、田曹尚書が設置される(晋一四)。

屯田が田曹にかわつたことが何を意味するかは、職官志の記事ではわからないが、東晋明帝の世、建寧泉開国公温嶠の上奏した軍国要務の第二に、

今不耕之夫、勸^{ヌル}万計、春廢^{ヌル}勸課之制、冬峻^{ヌル}出租之令、下未見施、惟賦是聞、賦不可^{ヌル}以已、当思^{ヌル}令^{ヌル}百姓以有^{ヌル}殷實、

司徒掾田曹掾州一人、勸課農桑、察吏能否、今宜依旧置之、……（晋六七）

とあるものによれば、泰始八年の州郡農桑殿最之制が成立した時に、州郡の農業成績を督察するために設置された司徒掾属は（晋三三）この田曹掾であり、これが勸農を行いその成果を督察した。したがって太康中に屯田尚書を廃したかわりに田曹尚書がおかれたのは、天下統一とともに軍屯廢止のあとをうけて、全国的に勸農の政務を取扱う機関として、田曹尚書がおかれたことを物語る。かくて田曹尚書は占課田法成立とほとんど併行して、勸農管理機構として設置されたものとみてよい。

右の課田制成立にともなう官制上の変化は、漢以来の勸農政策の發展線上に課田制が成立したことを物語るもので、この観点にたつて均田法をながめると、課田法と均田法との系譜的連絡も一層明確になる。すなわち、北朝隋唐の均田制は、ひとしく勸農政策を背景としている。

北魏太和元年の治田の条に

其勸在所、課督田農……一夫制治田四十畝、中男二十畝、無令一人有余力、地有遺利、（魏書七上）、

とあり、同じく太和九年の均田法が

均給天下之田、還受以生死為斷、勸課農桑、興富民之本、（魏書七上）、

でいづれも勸農を目標とし、唐では里正が直接勸農に当るが、唐律疏義卷一三、戸婚律（中）に

諸里正、依令授人田、課農桑、若應受而不授、應還而不取、應課而不課、如此事類違法者、失一事答四十、とあり、また別条の疏義に

仮有里正、應課而不課、是一事、應受而不授、是二事……田疇荒蕪是七事、

といい、受田と課耕とが表裏一体のものとして取扱われている。つまり均田は課田の發展したものにほかならないことをしめす。

なお唐において里正が勸農の衝に当っているのは、北魏の三長の流れをくむものであるが、さらに溯れば、晋の散吏の勸農にその発端が求められる。^①

晋書職官志州郡県の条には、

郡国及県、農月皆隨所領戸多少為差、散吏勸農、

とのべ、勸農の主体は長吏であるが、その下部には散吏

いての論考をこころみながらも、施行時期の短いことを理由に問題の徹底的な検討を打ち切りがちであつたことにかんがみ、また問題をより立体的に把握するために、占課田法をその前後の時代との関連においてすなわち漢代および均田制時代との関連においてとらえようとしたことである。従来、占課田の土地所有制を、公有制、私有制のいずれかに規定しようとする学説があり、また両者の折衷説もあつたが、これらの是非は結局、給田の内容と性格とにかかつていると考えられるから、まずここから出発しよう。

漢末の動乱以来、無主荒閑の土地が多い（魏一五）反面に人口が少く、晋の太康元年で漢の約二一パーセントであつたことは、政府に大量の国有地があり、従つて充分の給田能力があつたことをしめすから、庶民一戸の占田一〇〇畝（男子七〇畝—女子三〇畝）を、全面的給田によるものとする考えも、一応文句なしに成立する。そこで当然土地公有論がとなえられるが、これはあまりにも図式的な考えではなからうか。

すなわち曹操が、屯田地に人民を強制的に集めようとした場合、袁煥は『人民は安土重遷するものだから、希

望者だけにやらせ、強制してはならぬ』（魏一一）と進言し、曹操もこれに従つてゐる。国家的目的のために人民を強制移住せしめること——徙民は、漢でも行われたが、とくにはげしく行われたのは五胡諸国である。漢代辺境の徙民には土地、住宅、農具、種糧を給与し（漢四九）、五胡の場合も農具を給与したことが多い。これら屯田、徙民の場合はいずれも国营農業で、すべての人民をこのような国家的施設下にかりあつめることは不可能であり、他に所謂安土重遷の一般民の存在を念頭におかねばならぬ。

漢末よりもはるかにすさまじい五胡の動乱のちに、北シナを平定した北魏の均田法には最初から狭郷規定があり（魏書一一〇）、狭郷で給田できない場合は、私有地相互間で土地を調整しあつたことになつてゐる。全般的には多くの国有地が存在し、政府にいくらでも給田能力がありながら、一方に給田のできない狭郷の存在を最初から予定することは、均田法が屯田のような国营農業ではなく、ひろく一般民を対象とする土地政策であることから生ずる難点である。均田法の給田は、寛郷においてのみ法規通りに行われるが、寛郷には樂遷しない（行くことを好まぬ）のが均田制

下の通念である。そこで人民の居住地を中心に、比較的近いところで給田するのが普通で、北魏や唐では『先_レ貧後_レ富、先_レ無後_レ少』（魏書一〇、六典卷三戸部引田令）の順序で給田することになっている。これは若干の私有地を前提とする給田である。従つて晋法でも北魏、唐法でも、給田はゼロのところへ一〇〇パーセントの給田をする場合（A形）と、もとの私有地に加えて若干の給田をする場合（B形）との二つのケースが考えられる。

給田に私有地の存在を前提することが相当あつたとすれば、占田規定額以上の土地所有者は給田の対象とはならない。このばあいはどうなるのか。漢魏の例をみると、建武一五年天下の墾田実数、戸口、年紀を檢覈したさい、南陽郡は『田宅踰_レ制、不可_レ為_レ準』といわれ（後漢五二）、延熹一〇年大司農劉祐は中常侍蘇康、管霸が良田、山林を広くしたのを科品によつて没入した（後漢九七）。蔡質漢儀^④には、刺史の郡国督察の目標六ヶ条をあげ、その第一に『強宗豪右、田宅踰_レ制、以_レ強陵_レ弱、以_レ衆暴_レ寡』とのべている。魏の太和中、敦煌太守倉慈は、部内に大姓雄張して田地がありあまつているのに、小民は立錐の土地もないのを

『隨_レ口割賦、稍稍使_レ畢_レ其本直』（魏一六）という。降つて北魏の狹郷規定には、給田できなるときは『家内人別減_レ分』とあり、唐律疏議には、占田額の範圍をこえた売買貼典を禁止している^⑤。均田制時代はともかく漢、三國の土地私有制の時代にも、このように官よりの干渉をうけた事実がある。このような事実と占田とは一体どう関連するの。占田の占は、従来の研究では、個人の所有が申告を媒介として公的に認承されることであり、晋書を通じてみられるところでは、所有の意味に使用されている。所有が公認されるためには、多少とも公権の干渉は免れえない。晋の占田規定は官人、庶民を通じて官権による所有の承認であり、当然限田の意味をもつと考えてよい。そのさい制限の規準として、漢でも科品とか制とかが存在した。これは消極的意味においては禁制として作用するが、積極的意味においては当然の権利であつて、公的な科品の範圍内における所有は干渉（たとえば隨口割賦等）の対象とはならないことを物語る。このような觀念は、均田法における合意受田の法意にもつらなるものと考えられるから、一戸占田一〇〇畝は、このような意味における権利の保証をとまな

うものであつたらう。

しかし他面、前漢末の限田論や王莽の王田策が失敗し、晋の占田規定成立後の太康八年己巳の詔に『王者之法、不得制人之私也、人之田宅、既無定限、則奴婢不宣偏制……』とあり、北魏では私有の奴婢にも給田している。事實は、大土地所有への放任を意味するものようである。この場合官位による占田規定は、無制限の土地所有に官位の上下を反映せしめようとするものであるが、前述の『隨口割賦』や狭郷規定の場合、所有権には干与することなく、用益権を規制するものと解されるから、晋法の占田一〇〇畝は、王田策のように土地所有権まで否定するものではなく、かつたとみるべきであろう。しかし右のような占田Ⅱ限田が、どれほどの規制力を發揮しえたかは、ひとえに当時の政治力如何にかかつていたであらう。この限田の場合をC形とすると、さきの給田をともなう二つ（A、B形）と合して、占田には三つのケースがあつたことになる。そしてこのような一見曖昧にみえる占田の概念は、近代的な土地所有概念とはまつたくちがつた、所謂王土思想にさざえられた、天子を最高の地主とする家父長的専制主義のあらわ

れにほかならないと考えられる。^⑦

以上、占田規定を前後の事例との関連において解釈すると、既成の土地所有を否定ないし再編成するものではなく、寛郷で余剰あるものはそのままに、不足のものには給田し、狭郷で給田不能のさいは、余剰あるものの土地に占田規定を反映せしめて、用益上の調整を行い、一〇〇畝の占田を充足せしめようと努力したのであらう。

では給田されたものと、されないものとは、身分上または税役上に何程かの差別をうけたであらうか。西嶋氏は旧民屯従事者と一般州郡民とは、徭役負担において均等であり、租税負担において不均等であるとされ、その理由を国有地耕作民としての制約に求められる。給田民の待遇に関する諸事例を前後の時期からひろつてみると、前燕慕容皝の時代（三三七—四八）国有地耕作民に七ノ八割の小作料を課したところ、記室參軍封裕は『小作料をとるなら魏晋の前例にならつて五、六割に引下ぐべきであるが、本来国有地は土地のない人民に給与して十一（1/10）の税をとるのが明王の治である』とのべ、慕容皝はこれにこたえて、

乃今日、覽封記室之諫、孤寒懼焉。君以黎元為國、黎元以

殺_レ爲_レ命、然則農者國之本也、而二千石令長、不_レ遵_レ孟春之令、情_レ費_レ勸、宜_レ以_レ尤_レ不_レ脩_レ關_レ者、措_レ之_レ刑法、爾_レ厲_レ屬_レ城主者、明_レ詳_レ推_レ檢、具_レ狀_レ以_レ聞_レ、苑囿悉可_レ罷_レ之以_レ給_レ百姓無_レ田業者、貧者全無_レ資_レ産、不能_レ自_レ存、各賜_レ牧牛一頭、若有_レ余力、樂_レ取_レ官牛_レ、墾_レ官田_レ者、其依_レ魏晉_レ旧法、

といひ、国有地の全面的な小作方式をやめて、所謂明王の治に準拠し、(一)地方長官の勸農、(二)国有地給与、(三)希望者への国有地小作許可(魏晉の旧法により五、六割の小作料をとる)の三つの方策をうちだしている。国有地給与は自作農設定のためであり、国有地の小作は余力あるものにかざられ、後の場合は自作兼小作である。ここで国有地給与の自作農は、小作農とはつきり区別されているから、給田民の収取率は十一の正税であつたことは疑をいれない。

右のような全面的土地給与による自作農設定のケースは、魏晉では民屯廃止後に設置された郡県の事例がもつとも代表的であるが、さらに溯つて漢代の事例をみると、両漢を通じて、人民が国有地の賦与ないし仮与をうけた例が相当多く存在する。給与の対象は大部分貧民で、顔師古によれば賦は給与、仮は『權以給之、不常与』で、前者は恒久的、

後者は一時的な給与であるが、後者の場合も収取は租賦(田租と口賦)すなわち正税であつて、高率の小作料ではなかつた。^⑧塩鉄論卷三、園池篇の文の言には『先帝之開苑囿池樂、可_レ賦_レ歸_レ之_レ於_レ民、県官租税而已、假稅殊_レ名、其_レ實_レ一也』^⑩といふ。

漢書平帝紀、元始二年の条に、

罷_レ安定呼池苑、以_レ爲_レ安民_レ園、起_レ官寺市_レ里、募_レ徙_レ貧民、_レ県次給_レ食、至_レ徙_レ所、賜_レ田宅_レ什器、假_レ与_レ墾牛_レ種食、

とあるのは国有地を県としたもので、晋の民屯廃止郡県設置、さらに前燕慕容氏の苑囿給与の場合のモデルケースである。ここでは田宅什器まで給与され、犁牛種食だけが仮与になつている。収取率はもちろん漢代国有地賦与の一般例に準ずるものとみてよいだろう。

国有地の郡県改編は以上、両漢、前燕の事例によつてみると、国家権力が人民を直接支配下に把握するための方策で、これら人民を所謂良民として把握することが多ければ多いほど、国家権力は増大する。人民の流亡、隠漏、佃戸化、奴婢化はただちに国勢の強弱にかかわる。漢代には後になるほど、豪族が跋扈して良民の佃戸化が増大したが、

晋では王導の言葉でもわかるように『魏氏以来太康にいたる間は、貴族豪族のもつとも恵まれた時期』（晋六五）で、漢代よりも事情は一層悪化している。このような場合高率の小作料を収取することは、人民の佃戸化に拍車をかける結果となる。それよりも正税の収取にとどめて、人身そのものを掌握しておくことが何よりも先決である。両漢、前燕の諸事例でも、給田の恩恵に浴することは良民たる資格においてであつて、その資格を制約ないし損減することを条件としてではない。したがつて両者の中間にある晋の占田、課田民のばあいも、給田を媒介とするとならないにかかわらず、一様に良民である。戸調式が全人民を対象として発布されたものであることは一層このことを裏書している。均田法においてもこの点同一である。西嶋氏が課田民に国有地耕作民なるがゆえの制約を予想し、その裏付けとして、課田の田租が曹魏のそのの二倍である事実をあげられるが、前者は一律課税であるに對し、後者は畝税であるから、課税体系のことなる二つの税額を比較することに難点があり、また田租額の多いことを国有地耕作民の徴証とするならば、同一条件下の均田法の田租が、かえつて曹魏

のそれよりも低額になつてゐることも矛盾する。給田の有無多少が良民たる資格を制約するものでないとすれば、私有地をもつものも、国有地を給与されたものも、国家権力からは一樣に庶民の資格において律せられるはずである。戸調式の税制田制が、まず士庶別にわけられ、庶民の中を男女別、丁中別、華夷別、遠近別に区分してあることは、全庶民を一律にこれらの分類によつて処理するもので、そのほかに耕作地の性質を顧慮した税法上の差別的取扱など見当らない。このことは均田法においても同様である。

以上の前提にたつて晋法の田制を解釈すると、『男子一人占田七十畝、女子三十畝』の占田は、一戸の占田一〇〇畝で、占田の主体たる男子は漢代の例では、後漢書楽成靖王伝本注に『称男子者、無官爵也』とあつて庶民の男子であり、同明帝紀注引、前書音義に『男子者謂戸内之長也』で戸主を指すから、彼此対照して庶民の戸主男子と解される。また『其外丁男、課田五十畝、丁女二十畝、次丁男半之、女則不課』の課田規定は、全庶民の労働力あるものに『尽地制禁游手』の建前から、耕作を割当るものであり、勸農政策の一環として制度化されたもので、

戸主、非戸主をえらぶものではない。したがつて一戸占田一〇〇畝中に、課田七〇畝は当然包含される。戸主以外にも当然丁中規定に応じて割当てられる。この場合戸主のみは占田、課田分の差額として、三〇畝が余分に保有されることになるが、これは均田法から溯及すれば、戸に配当される永業田的性格の土地と解されるが、晋法ではこの点推測の範囲にとどまる^⑧。詳細な規定のない晋法に、唐令のような細則的解釈をあてはめることは、かえつて事実をそこなうきらいがあるが、晋の田制を一応次表のようにみておこう。

戸主	戸内の位置		田制		備考	
	占課田	丁男	丁女	次丁男		
非戸主	課田	五〇	二〇	二五	〇	非戸主の丁、中は課田のみ
戸主	占田	七〇	三〇		三〇?	
	課田	(五〇)	(二〇)	(二五)	〇	戸主の課田は占田中に包含される

この場合、法文中の『女則不課』と『老小不事』とはともに不課田と考える^⑨。

占課田が右のように配当されるとして、多少とも給田をうけたものは、用益の権利義務が終了した場合、当然給与

の主体者たる国家に還付すべきものであるが、晋法では均田法のような還受規定は存在しない。漢代の国有地賦与は恒久的のものらしく、晋を経て、五胡の前燕でもこの点は同一であるが、均田法にいたつてはじめて還受規定が付加される。これは漢代の仮与のケースに拠るものである。漢書王嘉伝にすでに『均田』の語が初見し、孟康注には『自公卿以下、至于吏民、名曰均田、皆有頃数、於品制之中、令均等』とあり、王先謙はこれを綏和二年の限田にかけているが、食貨志上では『遂寝不行』として、限田は不履行になつたことを記しており、孟康の指摘したような制度が行われた形跡はない。推測するところ均田とは、漢代すでに公田賜与のさいのルールを意味したのかも知れない。しかしこの場合も還受のことは見当らない。ただ晋の課田は丁中によつて増減するから、老にいたつて退田することは必至であり、したがつて還受の意味を内蔵していると解されるが、均田法に比して法の不徹底はまぬがれえない。均田法は占課田の未熟にかんがみて法意を徹底したものであろう。とにかく晋法においては受田があつて収公はかけている。

占課田は前述したように、給田を媒介する場合もあり、しない場合もある。このことは畢竟土地所有の種々の形体に対応して、全庶民を家父長的専制の直接支配下に掌握するための土地法と解される。これは原則的には帝王の土地所有の基盤のうえにたつており、人民の個々の所有権を否定する性格のものではない。そのかぎりにおいて、秦漢以来の土地所有制とも矛盾しない。漢代の勸農政策が、自営農民設定を目的とするものであり、占課田法も同じ目的を達成するための、国家の土地給与ないし用益干渉である。

しかし用益干渉^⑩限田の場合は、私的諸關係の介入する余地があり、直接支配の徹底を期するためには、占田民が完全な自営農であることが望ましい。そしてこのような自営農の比重の大きい時が、国家権力の健全な時期であるとすれば、大量の自営農設定の可能な空闲地の多い時期^⑪開創期や、国有地の開放された場所^⑫たとえば屯苑において、もつとも顕著な成果を期待しうる。屯田^⑬課田はしたがつて、もつとも代表的なケースである。しかしそればかりではない。私有地の周辺に給田をプラスして、一人前の自営農にしたことが全般的には要請されたであろう。かく

て占課田は一方には法制史家によつてとかれるような、私有権への干渉（限田）の側面をもつとともに、他方、私有権への干渉そのものを成立せしめるファクターは、国家の給田能力の大小にかかるところが多いといえる。したがつて占課田、均田制時代は、国家の大きな自営農民造成能力を支柱として、強力な用益干渉をも行使しうる時代と考えられる。均田制諸国家が、对豪族關係において保ちえた主導的な地位も、このような力にささえられている。

漢代の勸農政策の事例をふりかえつてみると、章帝元和三年、下邳の相張禹は灌漑して、熟田数百頃を作り貧民に給田し、これが後年増倍して千余頃となつている（後漢七四）。このような事例は他にも相当ある。晋の占田の場合、戸主は勿論、戸内の労働力を動員して、一定面積の割当耕作が行われる。これは年令に応じて増減、課不課があるから、給田によつて処理される場合が大部分であつたろうが、課田を拠点として戸内の労働力を徭役にかりたて、さらに開墾してあらたな給田の素地をつくることもできる。だから占課田制は、勸農政策が完全に戸の内部にまで滲透した形において發展したものである。そしてこのような課耕責

任付土地給与は、人民との対立関係において土地を媒介とする関係であると同時に、土地にしばりつける関係でもある。この意味において、当時の人民は多分に農奴的な色彩をもつものであり、貴族が大土地所有の基盤のうえに、徭役免除の特権をも兼有して、悠々と貴族文化を築きみえたのとまさに対蹠的なものであつた。(三二・一二・一稿)

- ① 豪族の土地所有問題については別の機会にゆずる。
- ② 公有論、万国鼎氏はじめ中国の学者。最近では管我部静雄氏。私有論、中田薫氏はじめ法制史学者。折衷論、宮崎市定、吉田虎雄、鈴木俊の諸氏。
- ③ 通典卷七、歴代盛衰戸口では、正光以前の盛時の戸口が晋の二倍であるが、考文帝の均田法制定当時では晋以上の戸口はなかつたろう。
- ④ 統漢書郡国志、州郡の条引。
- ⑤ 唐律疏議、卷一三戸婚律、中、第一条。
- ⑥ 西嶋定生『漢代の土地所有制』史学雜誌五八の一。平中孝次『漢代の營業と占租について』立命館文学八六。
- ⑦ この点は浜口重國『中国史上の古代社会問題に関する覚書』参照。
- ⑧ 西嶋氏前掲。
- ⑨ 漢五一、賈山伝に『去諸苑一賦農夫』とあるが他の例はほとんど貧民を対象としている。
- ⑩ 漢九、元帝紀、初元元年の条、『江海陂湖園池、属少府』者、

假貧民、勿租賦』とあるが、普通には租賦をとることになつている。

⑪ 漢二四上、食貨志に『分田劫假』とある假は小作料の意、分田は小作の意である。今問題にしている假は租賦で、同一文字でも時と場所によつて意味をことにするのは、晋八七『諸夷子女躬受分田、身勸蠶績……』の分田が後世の口分田の意に用いられているのと同じである。なお後漢七九、仲長統伝に引く昌言損益篇の『分田無限』も同意義に使用された例である。

⑫ 後漢八〇、孝明八王伝中にあり。

⑬ 中元二年の条『賜天下男子爵人二級』の注。

⑭ 女子も男子に準ずるとみてよいのではないか。

⑮ 張維華『試論曹魏屯田与西晋占田上の某些問題』歴史研究一九五六の九参照。

⑯ 天野元之助氏前掲も同見解をのべていられる。また老小不事の『事』は漢三九、蕭何伝の師古注には『事第一』を『課第一』と解してあり、いまの場合もこれに準ずると考えられる。

⑰ 日野開三郎『租調庸と戸等』東洋史学、一一に均田制下において小作制の必至であることをのべてあるのは、重要な指摘である。

(附記) 本稿は文部省科学研究費による総合研究『六朝隋唐国家の権力構造とその変遷について』の成果の一部である。

Agricultural Encouragement Policy and *Chan-t'ien* and *K'o-t'ien* (占田課田)

by

Genyû Nishimura

It has been an established theory that the *Chu-t'ien* (均田制度) system, one of the typical land systems in the Chinese history, began with the *Liang-Shui* system of *Chan-t'ien* and *K'o-t'ien* (占田・課田) enforced by the west-Ts'in dynasty in the latter half of the third century and came to an end by the enforcement of *Liang-Shui* (兩税法) law in the latter half of the eighth century; this theory should be reasonable from the viewpoint of the constitutional history. Tracing these land systems to their source, however, the policy for the encouragement of agriculture, the land policy of the Han dynasty in the first century B. C., proved to be their very origin. This policy became more important in the latter Han dynasty when the "powerful clans," an important factor for the collapse of the Han empire, began to be dominant, and was established as the fundamental land system (*K'o-t'ien*—*Chun-t'ien* (課田—均田制)) of government after the third century when the foundation of the powerful clans was established. Judging from such transition, agricultural encouragement policy to *Chun-t'ien* (均田制度) system was enforced in order to directly rule the people by the absolute monarchy, in which the relation of binding with land through the medium of land grew more and more intensified.

Kamikuzenoshô (上久世庄) in the Province of *Yamashiro* (山城) at the Dissolving Period of Manors

by

Tamotsu Uezima

The causes of the dissolution of the manorial system have been given, such as the decline of the *Muromachi* (室町) shogunate power which supported the feudal lords' power, herewith the external aggression of *kokujinshû* (國人衆) or landlord against the manors, the political and economic growth of peasantry internally, and hereby the unpaid, withhold land-tax. But these causes are found in the general histories; few studies seems to prove causes in individual ma-